

平成30年

寒河江市農業委員会第12回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第12回総会

日時 平成30年12月25日(火) 午前9時00分
会場 市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補佐 佐藤 利美
総務 主査 高子 英晴	総務 係 長 菊地 亮
農地主査(兼)農地係 長 日下部 靖広	農地 係 主事 国井 茂伸

議事

- (1) 議第49号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第51号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第52号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時17分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第12回総会を開催します。

木村議長 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、7番・土田彦雄委員、13番・眞木早百合委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） 私から報告事項になります。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告にありましたけれども、白岩地区の取り下げの案件につきまして、12月5日の日に、農協の白岩支所のほうに■■■■さんと行政書士の■■■■さんに来ていただきまして、農業委員・推進委員5名で聞き取りをしたところ、

提出書類に不備があったということでありましたので、一応取り下げということになりまして、改めて今月の案件に申請することになりました。今の日下部主査からの説明はそういったところだと思います。

それについて、白岩地区の担当委員から報告をお願いしたいと思います。

新宮委員

事務局から報告がありましたが、12月5日水曜日午後1時30分から、JA白岩支所にて、■■■■さんの聞き取りを白岩地区農業委員と推進委員、事務局とで行いました。

初めに、継続審査になったことを会長より説明をしていただき、■■■■さんの聞き取りを行いました。話を聞きますと、申請書では田、水稻を作付するとのことでしたが、当初よりソバを栽培する計画であったとのことでした。そのため、申請を一度取り下げていただき、改めてソバを栽培する計画での申請を行うこととなりました。

後ほど地区審査を行い報告を行いますので、よろしく願いします。

以上です。

木村議長

そういうところであります。ただいまの報告について、質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、事務局からほかにご覧いませんか。

事務局（農地主査）

ありません。

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

議第49号から議第52号までの議案について、一括上程します。

- (1) 議第49号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第51号「非農地証明願の審議について」
- (4) 議第52号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第49号から議第52号まで一括上程いたします。

次に、議事参与の制限ですが、議第52号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番土屋委員、9番佐藤委員、12番渡辺委員、17番菅井会長職務代理者が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番菅井です。

去る12月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づき審査を行いました。

議第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位57番、大字寒河江字塩水地区の宅地分譲用敷地への転用案件です。申請地は、県営住宅塩水アパートの西側、都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

順位59番、大字柴橋字下鎌地区の建売分譲用敷地への転

用案件です。申請地は、都市計画区域内、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。なお、この案件は転用面積が30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取（諮問）が必要になります。

議第51号「非農地証明願の審議について」、順位4番、白岩地区の案件です。現地は、大字留場字野沢の土地で、昭和63年4月ごろから、道路も狭くトラクター等も入れなく農作業に支障をきたし、高齢化し、耕作放棄地となり現在に至っているとのことでした。現地調査を行いました。雪もあり場所を特定することができなく、申請者の案内により再度現地を確認することとなりました。後ほどこれも白岩地区からの報告があると思いますので、よろしくお願ひします。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、10時までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時57分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第49号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、土屋委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番土屋です。

「農地法第3条の規定による許可処分について」、10ページをお開きください。

(議案書順位55番朗読)

■さんは77歳でありますけれども、息子さん夫婦も農業をやっているということでもありますので、借人としては喜んでいるところでございます。現地は、山形交通の寒河江営業所、新山の寒河江営業所の北側で、紅家製作所と日下部住設とに囲まれて、北側がゴルフのバッティングセンターというところでございます。その中の田んぼ一角、3反6畝ということでありまして、そのまま引き続き水稻を作付するというので、何ら問題ないということで見えてきております。

3件同じ日に現地確認していますので、まとめて報告します。

(議案書順位56番朗読)

この場所は、ちょうど白岩から田代へ行く途中、またその途中から幸生に行く大きな道路がございます。ちょっとそこが道路と川が本当に接近するような場所で、そこから反対の東のほうに入ったところであります。その一角が■さんの土地で、その奥のほうに■さんの土地があったというところでございます。そんなことで、そのまま農地として利用す

るということでもありますので、何ら支障はないというところを見てきております。

(議案書順位 60 番朗読)

これはもともと■■■さん、これ■■■さんと■■■さんは親子関係でありまして経営移譲はしていたんですけれども、この4,400平米というのは、ちょうど場所が親水公園の駐車場のすぐ南側になります。その中の西側が田んぼで、一番東のほうに841平米のところにリンゴが一行植えてあったと。そんなことで、全部田んぼと一緒に貸していたやつが、今回調べたところが畑の部分も貸してしまったということで、そこは息子のほうに経営移譲するというので、書類の訂正というところがございます。現在も今後も■■■さんが耕作するというのでありますので、何ら問題がないというところがあります。これも15日に、佐藤委員と小野推進委員と3人とも現場確認してまいりました。地区審査でも、事前審査会でも異議はございませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。菊地委員。

菊地(弘)委員

はい、議長。11番菊地弘美です
11ページの順位54番。

(議案書順位 54 番朗読)

この件につきまして、12月15日に土田委員と渡邊推進委員と現地を確認してまいりました。場所は入倉公民館の南

側と、あと少し離れた北側にありまして、自作地と連たんしております。以前から、譲受人が相対で借りている農地でありまして、樹園地として利用しているということで、問題ないというふうに思われます。地区審査時も異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。2番猪倉です。

農地法第3条の順位57番です。

(議案書順位57番朗読)

これは天童街道村山橋の手前からちょっと右側に旧道を入りまして、丸菱食品の倉庫の裏側ということで、隣のアールテックの敷地になっております。その西側の畑になります。これは何年か前から、3年、2年かな、かけて譲受人の■■■■さんがこの土地を手に入れております。そして、ここは減反になっておりますが、減反の団地になっておりまして、今までも豆の減反に団地として活用になるように協力して耕作というか、協力しております。この場所につきまして、12月15日、鈴木委員と國井推進委員とで現地確認してまいりました。兩人とも近くの方でございますので、これは今までも豆が植わって団地になっていて、耕作がスムーズにいくということでもありますので、以上で問題はないものと現地で確認してまいりました。地区審査でも異議はございません。

以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。
 続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。新宮委員。

新宮委員 はい、議長。14番新宮です。
 11ページをごらんください。

 (議案書順位58番、59番朗読)

 こちらの2件につきまして、12月5日に木村会長、菊地(ひ)委員、眞木委員、菊地推進委員と現地調査を行いました。一部現在でもソバを栽培しており、引き続きソバを栽培するものですので、周辺の農地への影響はないと思われます。また、地区審査でも異議ありませんでした。

 以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。
 続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。順位54番から60番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。
 以上です。

木村議長 ありがとうございました。
 これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第49号「農地法第3条の規定による許可処分について」、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第49号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番土屋です。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、13ページをお開きください。

(議案書順位56番朗読)

この場所は寒河江高校のグラウンドの北側と、柴橋街道との両方に面した細長い土地であります。両脇とも事業所がありまして、もう宅地の中の1カ所だけというようなところでございます。現在農地となっておりますけれども、転作といえども耕作がなっていないというような状況の土地でございました。このとおりであれば、申請どおりであれば何ら問題

がないということで、15日の日に佐藤委員、小野推進委員とともに現地を確認。地区審査、事前審査会でも異議はございませんでした。

(議案書順位57番朗読)

これは19日の日に事前審査会で現地を確認したわけでありまして、皆さんもご案内のとおり県営住宅の西側で、沼川の放水路と挟まれた場所ということで、何度か、耕作放棄地とまでいかななくてももう少し手入れをしてほしいということで何度も農業委員会のほうに苦情があった場所で、これでやっとあそこきれいになるなということで、地区審査でも事前審査会でも何ら問題はないということでございました。

(議案書順位58番朗読)

これは4月までの転用という一時転用でございます。場所が南町の旧制桜小路の下の丸の内公園に隣接する場所で、あとそこに流れるのが沼川、一級河川の沼川の公共事業のための一時転用ということで、これも15日の日に佐藤委員、小野推進委員と現場を確認してまいりました。申請どおりであれば何ら問題ないということで確認しております。地区審査でも事前審査会でも異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。10番奥山です。

15ページをお開きください。

(議案書順位 5 9 番朗読)

これは事前審査会の報告にもありましたが、12月19日に現地調査を行いました。土地はちょうど西寒河江の新興住宅地と従来からの柴橋の住宅地とのちょうど間に挟まれたような箇所、具体的に申しますとヨークベニマル寒河江店と100均のダイソーの間を走る道路、そこを西のほうに100メートルほど行って突き当たった農地になります。周りが全部住宅地に囲まれていて、結構な面積なんですけど、農地が広がっていたということでした。譲渡人の3人ともその農地を耕作できるような状況ではないということと、先ほど申し上げた周囲の環境等からも問題はないのではないか、またほかの農地への影響もないと考えます。事前審査会及び地区審査会でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位56番は、従業員用駐車場用敷地への転用になっています。申請地は都市計画区域内の住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしている地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位57番は、宅地分譲用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外

として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位58番は、現場事務所及び資材置場用敷地への一時転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

順位59番は、建売分譲用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしている地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。この案件は、事前審査会の報告にもありましたが、30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取（諮問）が必要になります。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第50号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第51号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

白岩地区、新宮委員、お願いします。新宮委員。

新宮委員 はい、議長。

「非農地証明願の審議について」、17ページをごらんください。

(議案書順位4番朗読)

こちらの件のつきまして、12月21日、本人と事務局、菊地ひとみ委員、眞木委員で現地確認をしました。非農地証明願の事由にもありますように、機械が入れる通路がなく、もう耕作できる状態に復元することが困難であると判断しました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。特にございません。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務

局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第51号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第51号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第52号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番土屋委員、9番佐藤委員、12番渡辺委員、17番菅井会長職務代理者が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、菅井孝一会長職務代理者、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

なお、寒河江・南部地区の全員が関係委員となっておりますので、西根・三泉地区の菊地弘美委員に寒河江・南部地区と西根・三泉地区の報告をお願いします。菊地弘美委員。

菊地(弘)委員

はい、議長。11番菊地です。

議第52号「農用地利用集積計画書の審議について」、20ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農家または中核農家であり、地区審査でも異議ありませんでした。また、中間管理事業においてはいずれの農地も農業振興地域であります。地区の担い手に貸し出す農地に適していると判断されました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。2番猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。猪倉です。

(議案書朗読)

いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

菊地(弘)委員

寒河江地区は代わりに言ったんですけれども、西根はまだ。

木村議長

済みません、西根地区のほうで報告が漏れたということがありますので、では菊地弘美委員をお願いします。

菊地(弘)委員

はい、議長。

20ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農家または中核農家であり、地区審査でも異議出ませんでした。また、中間管理事業においてはいずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断されました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いては、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第52号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第52号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、菅井孝一会長職務代理者、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第52号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

以上、これで本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時35分

平成30年12月25日

第12回総会 議長 木村 三紀

議事録署名委員 7番委員 土田 彦雄

議事録署名委員 13番委員 眞木 早百合